

令和4年度

通常総会議案

期 日 令和4年5月27日（金）

場 所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 秋葉原

（東京都千代田区外神田1-7-5）

全国内水面漁場管理委員会連合会

目 次

1	通常総会次第	
2	令和4年度被表彰者名簿	1
3	議 案	
	第1号議案	2
	全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について	
	第2号議案	4
	令和3年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について	
	第3号議案	10
	令和4年度事業計画案及び収支予算案について	
	第4号議案	
	令和4年度提案書案について	14
4	参 考 資 料	
	(1) 全国内水面漁場管理委員会連合会役員名簿等	24
	(2) 全国内水面漁場管理委員会連合会会則	26
	(3) 全国内水面漁場管理委員会連合会委員表彰要領	28
	(4) 全国内水面漁場管理委員会連合会事務局職員表彰要領	29
	(5) 全国内水面漁場管理委員会連合会漁場管理対策検討会設置要領	30
	(6) 内水面漁場管理委員会一覧表	31

通常総会次第

1 開 会 の 辞

2 会 長 あ い さ つ

3 来 賓 祝 辞

4 表 彰

5 議 長 選 出

6 議 長 あ い さ つ

7 議事録署名人の選出

8 議 事

第1号議案 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について

第2号議案 令和3年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

第3号議案 令和4年度事業計画案及び収支予算案について

第4号議案 令和4年度提案書案について

9 そ の 他

10 閉 会 の 辞

全国内水面漁場管理委員会連合会

令和4年度被表彰者名簿

委員一般表彰

(敬称略)

委員会名	氏名
山形県内水面漁場管理委員会	つとう まちこ 津藤 真知子
大阪府内水面漁場管理委員会	さかぐち としひろ 坂口 俊博
和歌山県内水面漁場管理委員会	おおすぎ すすむ 大杉 達
岡山県内水面漁場管理委員会	ともやす れいじろう 友保 礼次郎

事務局職員表彰

(敬称略)

委員会名	氏名
沖縄県内水面漁場管理委員会	きしもと かずお 岸本 和雄

第 1 号議案

全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について

全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について

1 事務局案

全国内水面漁場管理委員会連合会会則第9条第2項を次のとおり改正し、令和4年度から負担金を3万円減額して10万円とする。

<新旧対照表>

新	旧
<p>(経費)</p> <p>第9条 この会の経費は、会員の負担金及びその他をもってこれに充てる。</p> <p>2 会員の負担金は、年額 <u>10</u> 万円とする。</p> <p>附則</p> <p><u>この会則は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(経費)</p> <p>第9条 この会の経費は、会員の負担金及びその他をもってこれに充てる。</p> <p>2 会員の負担金は、年額 <u>13</u> 万円とする。</p>

2 理由

現在、当連合会には、多額の繰越金等があるとともに、単年度収支もここ数年、毎年収入超過にあること（図1）、さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により総会等の書面開催や中止が相次いだことで、繰越金が大幅に増大していることから、負担金を減額し、繰越金の消化を図る。

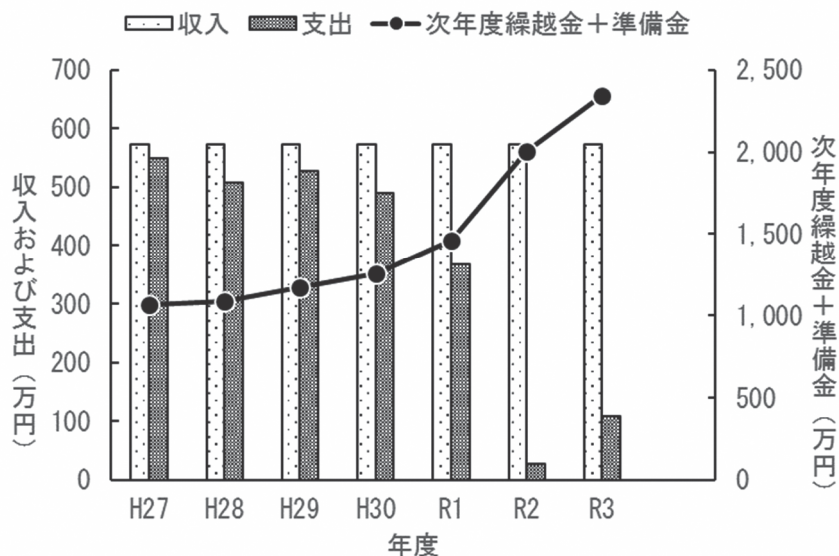


図1 収支と繰越金等の推移 (決算額)

3 経緯

令和4年2月 役員県事務局長会議

連合会事務局案について協議し、反対意見は出なかった。

令和4年3月 令和3年度第1回役員会

連合会事務局案を令和4年度通常総会議案とすることを承認。

【連合会事務局案】

○当面の繰越金の消化とその後の事業への影響を考慮し、負担金を現行の1県13万円を1県10万円に減額する。

- ・H26～H30の平均支出額は約520万円であるので、負担金による収入を440万円（＝10万円×44県）とすることで、約80万円/年の繰越金消化が見込まれる。
- ・年度当初の運転資金を残して繰越金が消化された場合、年間事業が440万円程度なるよう、事業計画の見直しを行う。（例：研修会の簡素化、ブロック協議会の簡素化）

第2号議案

令和3年度事業報告、収支決算案及び
剰余金処分案について

令和3年度事業報告書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

1 事業の実施状況

実施年月日	実施状況
令和3年5月	令和2年度事業の監事監査を書面により実施
令和3年5月31日	令和3年度通常総会を書面により開催
7月5日	令和3年度提案（総会決議）事項を関係省庁に書面により提案
8月	第1回漁場管理対策検討会を書面により開催
11月	東日本ブロック協議会を書面により開催（東京都）
〃	中日本ブロック協議会を書面により開催（和歌山県）
〃	西日本ブロック協議会を書面により開催（大分県）
令和4年2月	役員県事務局長会議を書面により実施
3月	第2回漁場管理対策検討会を書面により実施
〃	表彰選考委員会を開催（Web）
〃	第1回役員会を開催（Web）

2 主な事業概要

(1) 通常総会

令和3年5月28日開催予定にあった通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催として、次の諸事項を審議した。

- ア 令和2年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
原案のとおり承認された。
- イ 令和3年度事業計画案及び収支予算案について
原案のとおり承認された。
- ウ 令和3年度提案書案について
原案のとおり関係省庁に提案することが決議された。提案項目は以下のとおり。
 - I 外来魚対策について
 - II 魚病対策について
 - III 鳥類による食害対策について
 - IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
 - V 放射性物質による汚染対策について
 - VI ウナギの資源回復について
 - VII 内水面漁場管理委員会制度について
- エ 次期役員案について
原案のとおり承認された。

(2) 役員会

- ア 令和3年5月開催の役員会
令和3年度通常総会の議事運営等について審議を行う5月の役員会は、通常総会の書面開催に伴い中止とした。
- イ 第1回役員会

令和4年3月23日、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、Web（Zoom）で開催とし、令和4年度通常総会の開催等について審議した。

(ア) 令和4年度通常総会の開催について

(イ) 令和4年度通常総会に提出する議案について

- a 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について
- b 令和3年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
- c 令和4年度事業計画案及び収支予算案について
- d 令和4年度提案書案について

(ウ) 報告事項：令和4年度委員及び職員表彰について

(3) 監事監査

令和3年5月の監事監査は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催として、令和2年度の事業及び収支決算に係る監査を実施した。

(4) 表彰事業

令和3年度の委員及び職員表彰については、通常総会の書面開催及び70周年記念行事の中止により、各県内水面漁場管理委員会をとおして、表彰状及び記念品を贈呈した。

(5) 表彰選考委員会

令和4年3月23日、Web（Zoom）で開催し、令和4年度表彰の対象者の選考を行い、受賞者を決定した。

(6) 漁場管理対策検討会

ア 第1回検討会

令和3年8月の第1回検討会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面により開催した。

令和3年度提案に対する国の対応状況を整理のうえ、令和4年度提案項目（案）を検討。具体的提案内容については、アンケート調査を実施し、各ブロック協議会で検討のうえ、作成することとした。

イ 第2回検討会

令和4年3月の第2回検討会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各ブロック協議会での意見、検討結果を踏まえた事務局案をもとに、書面での意見聴取を行った。意見聴取の結果を踏まえ、漁場管理対策検討会としての提案書（案）を決定し、第1回役員会に提案することが決まった。

【令和4年度提案項目（案）】

- I 外来魚対策について
- II 魚病対策について
- III 鳥類による食害対策について
- IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
- V 放射性物質による汚染対策について
- VI ウナギの資源回復について

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

(7) 令和3年度中央提案

令和3年度通常総会の決議に基づき、令和3年7月5日に農林水産省をはじめ、国土交通省、環境省及び文部科学省に対して、書面により提案行動を実施し、問題解決に向けた理解と協力を求めた。

また、令和3年度提案内容への対応状況について、後日、各関係省庁から書面により回答を得た。

(8) ブロック協議会

東日本・中日本・西日本の各ブロック協議会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面により開催した。

ア 東日本ブロック協議会

(ア) 日時：令和3年11月

(イ) 事務局：東京都

(ウ) 検討事項等

a 令和4年度提案項目(案)について

(a) 第1回漁場管理対策検討会結果について

(b) 提案項目(案)に係るアンケート調査結果について

(c) 提案項目(案)の検討及び追加提案項目について

b ブロック内照会・協議事項について

c 次回開催県について

次回開催県：福島県

イ 中日本ブロック協議会

(ア) 日時：令和3年11月

(イ) 事務局：和歌山県

(ウ) 検討事項等

a 令和4年度提案項目(案)について

(a) 令和3年度提案結果及び令和4年度の提案の方向性について

(b) 令和4年度追加提案項目等について

b 次年度開催県について

次年度開催県：愛知県

c ブロック協議会内における照会・協議事項等について

ウ 西日本ブロック協議会

(ア) 日時：令和3年11月

(イ) 事務局：大分県

(ウ) 検討事項等

a 令和4年度中央省庁提案項目案について

(a) 令和3年度第1回漁場管理対策検討会結果

(b) 令和4年度提案項目(素案)に係る意見

- (c) 令和4年度提案項目(素案)に係るアンケート調査結果
- b 次期開催県について
次期開催県：愛媛県

(9) 研修会

東京都「都道府県会センター」で開催を計画していた令和3年度研修会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した。

(10) 役員県事務局長会議

令和4年2月に書面にて、次年度提案項目の進捗状況の報告、令和3年度事業結果・収支決算案、令和4年度事業計画案・収支予算案、令和4年度通常総会の開催について協議した。

(11) 会報等の発行

- 令和3年11月 「内水面漁場管理委員会委員名簿（令和3年度版）」を作成
- 令和3年11月 「内水面漁場管理委員会指示集」を作成
- 令和4年3月 「令和3年度外来生物及び鳥類関係影響状況等調査結果」を作成

令和3年度収支決算書（案）

（令和4年3月31日現在）

収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引	摘 要
1 負担金	5,720,000	5,720,000	0	会費 13万円×44都道府県
2 雑収入	107	186	△ 79	預金利息
3 繰入金	800,000	0	800,000	行事中止のため、繰入未実施
4 繰越金	18,586,260	18,586,260	0	
合 計	25,106,367	24,306,446	799,921	

支出の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引	摘 要
1 総会費	2,590,000	907,418	1,682,582	
会議費	700,000	211,495	488,505	会場キャンセル料
旅費	700,000	0	700,000	事務局旅費
物品購入費	160,000	18,015	141,985	吊り看板等
印刷製本費	210,000	90,420	119,580	資料等の印刷
通信運搬費	20,000	22,982	△ 2,982	会議資料輸送料等
記念行事費	800,000	564,506	235,494	記念品等
2 役員会費	2,600,000	22,256	2,577,744	
会議費	600,000	3,960	596,040	会場費等
旅費	2,000,000	18,296	1,981,704	役員・事務局旅費
3 提案行動費	910,000	38,830	871,170	
会議費	50,000	0	50,000	提案行動昼食等
旅費	750,000	0	750,000	役員、事務局旅費
印刷製本費	110,000	38,830	71,170	提案書等の印刷
4 研修会費	1,270,000	0	1,270,000	
会議費	700,000	0	700,000	会場代等
旅費	260,000	0	260,000	事務局旅費
印刷製本費	110,000	0	110,000	資料印刷
報償費	200,000	0	200,000	講師謝礼（講師旅費含む）
5 ブロック協議会費	2,053,000	0	2,053,000	
助成金	1,653,000	0	1,653,000	55万円×3ブロック
旅費	400,000	0	400,000	事務局旅費
6 事務局局長会費	920,000	0	920,000	
会議費	200,000	0	200,000	会場代等
旅費	720,000	0	720,000	役員県事務局長旅費
7 総務費	425,000	71,809	353,191	
旅費	100,000	0	100,000	事務局旅費（水産庁職員等打合せ）
交際費	5,000	0	5,000	電報等
物品購入費	100,000	7,009	92,991	文房具等
印刷製本費	130,000	30,360	99,640	封筒、会報等の印刷
通信運搬費	60,000	33,560	26,440	書類運搬料等
連絡調整費	30,000	880	29,120	連絡調整経費
小 計	10,768,000	1,040,313	9,727,687	
7 予備費	14,338,367	0	14,338,367	
予備費	14,338,367	0	14,338,367	
合 計	25,106,367	1,040,313	24,066,054	

	令和2年度末現在	令和3年度繰入金	令和3年度繰出金	令和3年度末残高
記念行事準備金	1,459,219	0	0	1,459,219

令和3年度剰余金処分（案）

1 当期末処分剰余金

令和3年度収入済額	24,306,446円
令和3年度支出済額	1,040,313円
本年度剰余金	23,266,133円

2 剰余金処分案

令和4年度への繰越金	23,266,133円
------------	-------------

第3号議案

令和4年度事業計画案及び収支予算案について

令和4年度事業計画書（案）

令和4年4月1日～令和5年3月31日

内水面漁業は、特色ある地域産業として、国民への食料供給に大きな役割を果たすとともに、その生産の基盤である河川・湖沼は、多様な生物の繁殖・育成の場となるほか、生活に必要な水の供給、国民の憩いの場を提供する豊かな水辺空間の創造など、国土の自然環境の保全についても密接な関わりを有する産業となっております。

しかしながら、河川・湖沼を取り巻く環境は、水質や水量の変化、河川工作物が水産生物に与える影響など、依然として内水面漁業にとって厳しいものであると言えます。

さらには、コイヘルペスウィルス病や冷水病をはじめとする各種魚病や、オオクチバス・ブルーギル等の外来魚、カワウ等の鳥類による有用魚類等の食害の問題も、内水面漁業に大きな影響を及ぼしているところです。

こうした状況に対し、全国内水面漁場管理委員会連合会は、会員相互の密接な連携と情報交換のもと、円滑な漁業調整等を図ることはもとより、内水面における総合的な水面利用や漁場環境保全等の推進という大きな役割を果たすべく、以下の事業を実施いたします。

1 通常総会

令和4年5月27日、東京「TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原」にて開催し、以下の事項について審議する。

- (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について
- (2) 令和3年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
- (3) 令和4年度事業計画案及び収支予算案について
- (4) 令和4年度提案書案について

2 役員会

第1回：令和4年5月27日、東京「TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原」にて開催し、通常総会の運営等について審議する。

第2回：令和5年3月に開催し、令和5年度通常総会提出議案等について審議する。

3 監事監査

令和4年5月27日、東京「TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原」にて令和3年度事業及び収支決算について、監事による監査を実施する。

4 表彰選考委員会

委員表彰要領及び事務局職員表彰要領に基づき、令和5年度に行う表彰に向け、令和5年3月、令和5年度表彰者の選考を行い、被表彰者を決定する。

5 漁場管理対策検討会

第1回：令和4年8月に開催し、令和4年度提案結果に基づき令和5年度提案項目等につ

いて検討する。

第2回：令和5年3月に開催し、令和5年度提案書案について検討する。

6 中央提案

令和4年6月に、通常総会の決議に基づき、関係省庁に対し提案行動を実施する。

7 ブロック協議会

各ブロック内の内水面漁場に係る総合的利用のあり方及び当面する諸問題について、会員等関係機関相互の情報交換と解決方策を協議・検討するとともに、会員相互の連携を密にすることを目的として、以下の予定でブロック協議会を開催する。

- (1) 東日本ブロック協議会 福島県で開催（時期は10月～11月を予定）
- (2) 中日本ブロック協議会 愛知県 //
- (3) 西日本ブロック協議会 愛媛県 //

8 研修会

各都道府県内水面漁場管理委員並びに事務局及び都道府県職員への情報提供及び資質の向上を図ることを目的として、水産庁の協力を得て、令和4年9月に開催する。

9 役員県事務局長会議

令和5年2月に、次年度提案項目の進捗状況の報告、令和4年度事業結果・収支決算案、令和5年度事業計画案・収支予算案等について協議する。

10 会報等の発行

会員に対する情報の提供を目的として、会報を年1回発行する。

また、「内水面漁場管理委員会委員名簿」、「内水面漁場管理委員会指示集」、「外来生物及び鳥類関係影響状況等調査結果」を作成し、電子データにて会員に提供する。

【令和4年度事業予定一覧表】

開催時期	事業内容	開催場所
令和4年5月27日	令和3年度事業監事監査 第1回役員会 令和4年度通常総会 令和4年度表彰式	東京都
6月	総会決議による中央提案	東京都
8月	第1回漁場管理対策検討会	東京都
9月	研修会	東京都
10～11月	ブロック協議会 東日本 中日本 西日本	福島県 愛知県 愛媛県
令和5年2月	役員県事務局長会議	検討中
3月	表彰選考委員会 第2回漁場管理対策検討会 第2回役員会 会報No.114を発行	東京都

令和4年度収支予算書（案）

収入の部

（単位：円）

科 目	令和4年度	令和3年度	差 引	摘 要
1 負担金	4,400,000	5,720,000	△ 1,320,000	会費 10万円×44都道府県 ^{※1}
2 雑収入	100	107	△ 7	預金利息
3 繰入金		800,000	△ 800,000	記念行事準備金より
4 繰越金	23,266,133	18,586,260	4,679,873	
合 計	27,666,233	25,106,367	2,559,866	

支出の部

（単位：円）

科 目	令和4年度	令和3年度	差 引	摘 要
1 総会費	2,590,000	2,590,000	0	
会議費	700,000	700,000	0	会場代等
旅費	700,000	700,000	0	事務局旅費
物品購入費	160,000	160,000	0	吊り看板等
印刷製本費	210,000	210,000	0	資料等の印刷
通信運搬費	20,000	20,000	0	会議資料輸送料等
記念行事費	800,000	800,000	0	記念品等 ^{※2}
2 役員会費	2,600,000	2,600,000	0	
会議費	600,000	600,000	0	会場代等
旅費	2,000,000	2,000,000	0	役員・事務局旅費
3 提案行動費	910,000	910,000	0	
会議費	50,000	50,000	0	会場代、提案行動昼食等
旅費	750,000	750,000	0	役員・事務局旅費
印刷製本費	110,000	110,000	0	提案書等の印刷
4 研修会費	1,270,000	1,270,000	0	
会議費	700,000	700,000	0	会場代等
旅費	260,000	260,000	0	事務局旅費
印刷製本費	110,000	110,000	0	資料印刷
報償費	200,000	200,000	0	講師謝礼（講師旅費含む）
5 ブロック協議会費	2,053,000	2,053,000	0	
助成金	1,653,000	1,653,000	0	55万円×3ブロック
旅費	400,000	400,000	0	事務局旅費
6 事務局局長会費	920,000	920,000	0	
会議費	200,000	200,000	0	会場代等
旅費	720,000	720,000	0	役員県事務局長旅費
7 総務費	425,000	425,000	0	
旅費	100,000	100,000	0	事務局旅費
交際費	5,000	5,000	0	電報等
物品購入費	100,000	100,000	0	事務用品等
印刷製本費	130,000	130,000	0	封筒、会報等の印刷
通信運搬費	60,000	60,000	0	書類運搬料等
連絡調整費	30,000	30,000	0	連絡調整経費
（小計）	10,768,000	10,768,000	0	
8 予備費	16,898,233	14,338,367	2,559,866	
予備費	16,898,233	14,338,367	2,559,866	
合 計	27,666,233	25,106,367	2,559,866	

	令和3年度末現在	令和4年度繰入金	令和4年度繰出金	令和4年度末残高
記念行事準備金	1,459,219			1,459,219

※1 会則改正を想定し、会費を13万円/県から10万円/県とした。

※2 70周年記念行事を契機に、表彰者に対し、記念品を贈呈することとし、予算を計上。

第4号議案

令和4年度提案書案について

提 案 書

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。

当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和4年5月27日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。

なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。

令和4年 月 日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 藤 田 利 昭

I 外来魚対策について

【趣旨】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかつた主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら法の整備が進む中、令和3年度においても未だ、共同漁業権 936件中438件で外来生物による被害が発生しております。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。
- 2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。
- 3 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。
- 4 新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。

II 魚病対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところでもあります。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。
- 2 KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、国が主導し進めていくとともに、近年蓄積された知見を踏まえ、公共用水域においても放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるように国が主体となった研究開発を継続的に実施すること。
- 3 水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。
- 4 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい

魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。

Ⅲ 鳥類による食害対策について

【趣旨】

平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和3年度の調査では共同漁業権 936件中578件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をいただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。
- 2 サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。
- 3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

【趣旨】

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。
併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。
- 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。
- 3 漁場管理上支障を来している河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと
- 4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。
また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。

さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。

5 オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。

6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。

特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性や外来魚問題等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。

7 濁水現象が発生するダムについては、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。

また、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。

8 アユについては、資源量の増減メカニズムが解明されていない中、近年、特に日本海側では天然遡上アユの減少が著しい状況が続いている。関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。

V 放射性物質による汚染対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。

淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。
- 2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
- 3 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。
- 4 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。
- 2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。
また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。
- 3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。
- 4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと。

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成 26 年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70 年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
- 2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

参 考 资 料

- (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会役員名簿等
- (2) 全国内水面漁場管理委員会連合会会則
- (3) 全国内水面漁場管理委員会連合会委員表彰要領
- (4) 全国内水面漁場管理委員会連合会事務局職員表彰要領
- (5) 全国内水面漁場管理委員会連合会漁場管理対策検討会設置要領
- (6) 内水面漁場管理委員会一覧表

(1) 全国内水面漁場管理委員会連合会役員名簿等

全国内水面漁場管理委員会連合会役員名簿

令和4年4月1日現在

職名	氏名	ブロック名	備考
会長理事	藤田 利昭	中日本	新潟県内水面漁場管理委員会
副会長理事	吉沢 崇	東日本	栃木県内水面漁場管理委員会
副会長理事	宮崎 淳一	中日本	山梨県内水面漁場管理委員会
副会長理事	酒井 治己	西日本	山口県内水面漁場管理委員会
理事	國方 敬司	東日本	山形県内水面漁場管理委員会
理事	粕谷 清	東日本	千葉県内水面漁場管理委員会
理事	近藤 敬三	中日本	兵庫県内水面漁場管理委員会
理事	有吉 敏和	西日本	佐賀県内水面漁場管理委員会
理事	田代 一洋	西日本	宮崎県内水面漁場管理委員会
代表監事	林 英志	中日本	滋賀県内水面漁場管理委員会
監事	遠藤 実	東日本	秋田県内水面漁場管理委員会
監事	一見 和彦	西日本	香川県内水面漁場管理委員会

表彰選考委員会委員名簿

令和4年4月1日現在

職名	氏名	ブロック名	備考
会長理事	藤田 利昭	中日本	新潟県内水面漁場管理委員会
委員	吉沢 崇	東日本	栃木県内水面漁場管理委員会
委員	宮崎 淳一	中日本	山梨県内水面漁場管理委員会
委員	酒井 治己	西日本	山口県内水面漁場管理委員会
委員	粕谷 清	東日本	千葉県内水面漁場管理委員会
委員	有吉 敏和	西日本	佐賀県内水面漁場管理委員会

漁場管理対策検討会委員名簿

令和4年4月1日現在

職名	氏名	ブロック名	備考
座長	宮崎 淳一	中日本	山梨県内水面漁場管理委員会
副座長	酒井 治己	西日本	山口県内水面漁場管理委員会
会長理事	藤田 利昭	中日本	新潟県内水面漁場管理委員会
委員	國方 敬司	東日本	山形県内水面漁場管理委員会
委員	吉沢 崇	東日本	栃木県内水面漁場管理委員会
委員	近藤 敬三	中日本	兵庫県内水面漁場管理委員会
委員	田代 一洋	西日本	宮崎県内水面漁場管理委員会

(2) 全国内水面漁場管理委員会連合会会則

(目的)

第1条 この会は、全国の都道府県内水面漁場管理委員会相互の連絡と結集により内水面漁業行政の推進向上を図るをもって目的とする。

(名称)

第2条 この会は、全国内水面漁場管理委員会連合会と称する。

(会員)

第3条 この会は、全国の都道府県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)をもって構成する。

(事務局)

第4条 この会に事務局を置く。事務局は、会長の属する委員会所在地の都道府県に置く。

(事業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 委員会の相互連絡協議
- (2) 内水面漁業行政の推進向上に関する事項
- (3) その他総会において必要と認める事項

(総会)

第6条 この会は、毎年5月通常総会を招集するほか、必要により臨時総会を招集することができる。

- 2 総会の議長は、会長となる。

(役員等)

第7条 この会の役員として理事9人、監事3人を置く。

- 2 役員は、総会において会員である内水面漁場管理委員会の会長の職にある者のうちから選任し、役員任期は4年とする。ただし、役員が自己の属する内水面漁場管理委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間を継承する。
- 3 役員は、第11条で規定する各ブロックから4名を選出するものとする。
- 4 この会は、会長1人、副会長3人を置き理事の中から互選する。
ただし、会長については、平成21年度の総会までは、東日本ブロック選出の理事から、その後は平成21年度の通常総会時において、第11条で規定する中日本ブロック選出の理事から、さらにその後は、任期毎に西日本ブロック、東日本ブロック、中日本ブロックの順で各ブロックから選出された理事の中から選ぶものとする。
- 5 この会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長及び顧問は、会長が理事会に諮り委嘱する。

(会長等の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め会長の指定する順位により職務を代理する。

(経費)

第9条 この会の経費は、会員の負担金及びその他をもってこれに充てる。

- 2 会員の負担金は、年額13万円とする。

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(区分)

第11条 この会は、全国を東日本、中日本、西日本の3ブロックに分ける。

(変更又は廃止)

第12条 この会則の変更又は廃止は、総会に諮りこれを定める。

附 則

この会則は、昭和41年5月26日から施行する。

この会則は、昭和43年5月11日から施行する。

この会則は、昭和44年5月8日から施行する。

この会則は、昭和48年4月1日から施行する。

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

この会則は、昭和51年5月18日から施行する。

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

この会則は、平成元年5月18日から施行する。

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

この会則は、平成5年5月19日から施行する。

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

この会則は、平成13年5月30日から施行する。

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

この会則は、平成19年5月25日から施行する。

この会則は、平成20年5月23日から施行する。

この会則は、平成22年5月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この会則は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(3) 全国内水面漁場管理委員会連合会委員表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、全国内水面漁場管理委員会連合会（以下「全内漁管連」という。）に加入している各都道府県内水面漁場管理委員会（以下「内漁管委」という。）の委員として永年にわたりその職責を通じて漁場管理の推進に功績のあった者に対し、これを表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、一般表彰と特別表彰とし、一般表彰は全内漁管連の通常総会において、特別表彰はその都度必要に応じて全内漁管連会長から被表彰者に対しそれぞれ賞状を授与することにより行うものとする。

(表彰の対象者)

第3条 この要領により表彰を受ける者は、委員会の運営等に功績顕著な者であって、当該内漁管委の会長から推薦のあった者について表彰選考委員会の選考を経たものとする。

(表彰基準)

第4条 一般表彰及び特別表彰に当たっては、次の基準によって表彰するものとする。

(1) 一般表彰

全内漁管連総会開会前の3月31日現在において、内漁管委委員として10年以上就任している者

ただし、過去において委員功績により農林水産大臣及び水産庁長官表彰、並びにこの要領に基づく表彰を受けた者を除く

(2) 特別表彰

別に定める基準に該当する者で、表彰選考委員会において特に必要と認められた者

(表彰選考委員会)

第5条 全内漁管連役員会内に表彰選考委員会を設置し、理事6名以内をもって組織する。

2 表彰選考委員会は、全内漁管連会長が掌理する。

3 表彰選考委員は、理事の互選により選任する。

(被表彰者の推薦)

第6条 各内漁管委の会長は、第4条に定める基準に該当する者で表彰を受けようとする者について、総会開催の3か月前までに全内漁管連会長あてに推薦しなければならない。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者の決定は、第4条の表彰基準に基づき表彰選考委員会が審査し、決定するものとする。

2 全内漁管連会長は、被表彰者決定後、速やかに当該内漁管委会長に通知しなければならない。

(推薦の手続)

第8条 被表彰者の推薦は、被表彰者推薦名簿（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 履歴書

(2) 功績調書

(3) その他参考となる資料

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

この要領は、平成7年5月30日から施行する。

(4) 全国内水面漁場管理委員会連合会事務局職員表彰要領

(目的)

第1条 全国内水面漁場管理委員会連合会（以下「全内漁管連」という。）に加入している各都道府県内水面漁場管理委員会（以下「内漁管委」という。）の事務局職員で、永年勤務した者、若しくは顕著な業績のあった者を表彰し、その功労に報いるとともに、あわせて職員全般の執務意欲を高揚し、業務の運営能率を向上せしめることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各項の一に該当する者とする。

(1) 永年勤続表彰

10年以上事務局職員として在職していた者

(2) 業績表彰

旺盛な責任感に徹し、勤務上の業績顕著な者

2 表彰を受ける者は、前項の該当者のうち全国内水面漁場管理委員会連合会委員表彰要領第5条に規定する表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考を経たものとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、会長が表彰状を授与することにより行う。

(被表彰者の推薦)

第4条 各内漁管委の会長は、第2条に定める対象に該当する者で表彰を受けようとする者について、総会開催の3か月前までに全内漁管連会長あてに推薦しなければならない。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、第2条の規定に基づき選考委員会が審査し、決定するものとする。

2 全内漁管連会長は、被表彰者決定後、速やかに当該内漁管委会長に通知しなければならない。

(表彰の期日)

第6条 表彰の授与式は、必要に応じ、総会において行う。

附 則

この要綱は、平成元年7月5日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(5) 全国内水面漁場管理委員会連合会漁場管理対策検討会設置要領

(目的及び名称)

- 1 全国における内水面漁業の漁業管理に係る諸問題の解決方策について検討、協議し、更に関係省庁等への要望事項の取りまとめ等を行うことを目的とする漁場管理対策検討会（以下「検討会」という。）を全国内水面漁場管理委員会連合会（以下「全内漁管連」という。）の役員会内に設置する。

(構成)

- 2 検討会は全内漁管連の会長1名、副会長3名、理事3名の合計7名をもって構成する。

(事務局)

- 3 検討会の事務局は全内漁管連の事務局が行う。

(座長及び副座長)

- 4 検討会に座長及び副座長をそれぞれ1名置く。座長は検討会委員の互選によって選任することとし、副座長は座長が指名することとする。ただし、会長は座長になることができない。
 - (2) 検討会の議事運営は座長が務める。ただし、座長に事故あるときは、副座長がこれを行う。
 - (3) 座長及び副座長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員の職務)

- 5 検討会委員はブロック内の意見・要望等を取りまとめ、検討会に諮るとともに、関係省庁に要望する事項を審議する。

(検討会の開催)

- 6 検討会は適宜開催する。
 - (2) 会議の招集は座長が行う。

附 則

この要領は、平成 5年3月 2日から施行する。
平成 15年7月 18日一部改正

(6) 内水面漁場管理委員会一覧表

ブロック	委員会名	事務局の所在地	電話番号	会長名
東 日 本	北海道	札幌市中央区北3条西6丁目 〒060-8588 水産林務部水産局漁業管理課内	011-204-5481 FAX 011-232-1095	野川 秀樹
	青森県	青森市長島1丁目1番1号 〒030-8570 青森県海区漁業調整委員会事務局内	017-734-9851 FAX 017-734-8166	濱田 正隆
	岩手県	盛岡市内丸10番1号 〒020-8570 岩手海区漁業調整委員会事務局内	019-629-6281 FAX 019-629-5824	佐藤 由也
	宮城県	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 〒980-8570 水産振興課内	022-211-2932 FAX 022-211-2939	小野寺 秀也
	秋田県	秋田市山王四丁目1番1号 〒010-8570 水産漁港課内	018-860-1893 FAX 018-860-3849	遠藤 実
	山形県	山形市松波2丁目8番1号 〒990-8570 水産振興課内	023-630-3298 FAX 023-630-3257	國方 敬司
	福島県	福島市杉妻町2番16号 〒960-8670 水産課内	024-521-7379 FAX 024-521-7940	片山 亜優
	茨城県	水戸市笠原町978番6号 〒310-8555 茨城海区漁業調整委員会事務局内	029-301-4083 FAX 029-301-4089	高杉 則行
	栃木県	宇都宮市塙田1丁目1番20号 〒320-8501 農村振興課内	028-623-2351 FAX 028-623-2337	吉沢 崇
	群馬県	前橋市大手町1丁目1番1号 〒371-8570 蚕糸園芸課水産係内	027-226-3095 FAX 027-243-7202	松元 平吉
	千葉県	千葉市中央区市場町1番1号 〒260-8667 千葉海区漁業調整委員会事務局内	043-223-3745 FAX 043-221-3425	粕谷 清
	東京都	新宿区西新宿2丁目8番1号 〒163-8001 水産課内	03-5320-4811 FAX 03-5388-1466	安永 勝昭
	神奈川県	横浜市中区日本大通1番地 〒231-8588 神奈川海区漁業調整委員会事務局内	045-210-8555 FAX 045-210-8908	井貫 晴介
	中 日 本	新潟県	新潟市中央区新光町4番1号 〒950-8570 水産課内	025-280-5315 FAX 025-283-0361
富山県		富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル 〒930-0004 富山海区漁業調整委員会事務局内	076-444-2177 FAX 076-444-4412	田中 篤人
石川県		金沢市鞍月1丁目1番地 〒920-8580 石川海区漁業調整委員会事務局内	076-225-1890 FAX 076-225-1891	八田 伸一
福井県		福井市大手3丁目17番1号 〒910-8580 水産課内	0776-20-0435 FAX 0776-20-0653	原田 進男
山梨県		甲府市丸の内1丁目6番1号 〒400-8501 花き農水産課内	055-223-1614 FAX 055-223-1609	宮崎 淳一
岐阜県		岐阜市藪田南2丁目1番1号 〒500-8570 里川振興課水産振興室内	058-272-8293 FAX 058-278-2695	酒向 貞夫
静岡県		静岡市葵区追手町9番6号 〒420-8601 水産資源課内	054-221-2741 FAX 054-221-3288	平野 國行
愛知県		名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 〒460-8501 愛知海区漁業調整委員会事務局内	052-954-6840 FAX 052-951-1645	田村 憲二
三重県		津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階 〒514-0004 三重海区漁業調整委員会事務局内	059-224-3036 FAX 059-224-3012	浅尾 和司

ブロック	委員会名	事務局の所在地	電話番号	会長名
中 日 本	滋賀県	大津市京町4丁目1番1号 〒520-8577 水産課内	077-528-3872 FAX 077-528-4885	林 英志
	京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 〒602-8570 水産課内	075-414-4992 FAX 075-414-4939	中原 紘之
	大阪府	大阪市住之江区南港北1-14-16 〒559-8555 大阪海区漁業調整委員会事務局内	06-6210-9939 FAX 06-6210-9611	辻野 耕實
	兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 〒650-8567 水産課内	078-362-3476 FAX 078-362-3920	近藤 敬三
	奈良県	奈良市登大路町30番地 〒630-8501 農業水産振興課内	0742-27-7409 FAX 0742-22-9521	渡邊 勝敏
	和歌山県	和歌山市小松原通一丁目1番地 〒640-8585 資源管理課内	073-421-3010 FAX 073-432-4124	大杉 達
西 日 本	島根県	松江市殿町1番地 〒690-8501 水産課内	0852-22-5315 FAX 0852-22-5929	門脇 幹男
	岡山県	岡山市北区内山下2丁目4番6号 〒700-8570 水産課内	086-226-7445 FAX 086-223-3511	加藤 卓夫
	広島県	広島市中区基町10番52号 〒730-8511 水産課内	082-513-5172 FAX 082-227-1579	辻駒 健二
	山口県	山口市滝町1番1号 〒753-8501 水産振興課内	083-933-3532 FAX 083-933-3559	酒井 治己
	徳島県	徳島市万代町1丁目1番地 〒770-8570 徳島海区漁業調整委員会事務局内	088-621-2477 FAX 088-621-2863	野口 修司
	香川県	高松市番町四丁目1番10号 〒760-8570 香川海区漁業調整委員会事務局内	087-832-3468 FAX 087-806-0200	一見 和彦
	愛媛県	松山市一番町4丁目4番2号 〒790-8570 水産課内	089-912-2621 FAX 089-947-3032	岡村 重治
	高知県	高知市丸の内1丁目7番52号 〒780-0850 漁業管理課内	088-821-4608 FAX 088-821-4527	林田 千秋
	福岡県	福岡市博多区東公園7番7号 〒812-8577 漁業管理課漁業調整委員会事務局内	092-643-3557 FAX 092-643-3558	中園 正彦
	佐賀県	佐賀市城内1丁目1番59号 〒840-8570 水産課内	0952-25-7145 FAX 0952-25-7274	有吉 敏和
	長崎県	長崎市尾上町3番1号 〒850-8570 漁業振興課内	095-895-2823 FAX 095-895-2584	荒川 敏久
	熊本県	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 〒862-8570 水産振興課内	096-333-2456 FAX 096-382-8511	江藤 俊男
	大分県	大分市大手町3丁目1番1号 〒870-8501 漁業管理課内	097-506-3918 FAX 097-506-1767	岩本 郁生
	宮崎県	宮崎市橘通東2丁目10番1号 〒880-8501 漁業管理課内	0985-26-7146 FAX 0985-26-7310	田代 一洋
鹿児島県	鹿児島市鴨池新町10番1号 〒890-8577 水産振興課内	099-286-3428 FAX 099-286-5613	福留 己樹夫	
沖縄県	那覇市泉崎1丁目2番2号 〒900-8570 水産課内	098-866-2300 FAX 098-866-2679	立原 一憲	
水産庁	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号 〒100-8907 水産庁資源管理部管理調整課	03-3502-8476 FAX 03-3595-7332		

